

第5章 「決定」が目指す方向と今後の課題

1. 社会問題に関する初めての「綱領的文献」

(1) 党中央の理論紙である光明日報は、その論評の中で、16期6中全会は中国共産党の歴史の中で初めて社会問題が主要議題となって開催された中央委員会全体会議であり、その重要性は改革・開放の採択へと歴史的転換を決議した1978年末の11期3中全会に匹敵するものであるとし、今回の「決定」は党の執政史上、社会問題に関して初めて採択された「綱領的文献」であり、「重大な戦略転換」を画するものと分析している。

(2) 実際には、従来、中国共産党の党大会における政治報告や中央委員会の決定・決議の中で社会問題が取り上げられる例も少なくなかったが、いずれも経済問題や政治、思想イデオロギー問題が主要なテーマとなった中で言及であり、今回、6中全会で初めて国民生活全般に係わる社会問題が真正面から取り上げられ、「決定」が採択されたことは、その意味では画期的であると考えられる。

2. 「決定」に見るキー・ワード

(1) 「決定」の中では、幾つかの新しい概念がキー・ワードとして強調されている。その1つは、「社会建設と経済、政治、文化建設との調和的発展」（いわゆる「四位一体」の発展）である。新華網はこの点について、「（従来の）経済、政治、文化建設の三位一体に和諧社会の建設を加え、四位一体として全面的な発展を目指そうとするもので、社会主義現代化建設における“重大なブレイクスルー”である」と分析している。さらに新華網は「和谐社会とは何か」との解説記事の中で、「狭義の和谐社会は、社会事業や社会管理、社会保障等の社会生活における和諧を言い、広義の和谐社会とは、経済、政治、文化、社会生活等を包括した社会領域での和諧を言う」としており、いわゆる「四位一体」の発展とは、広義の和谐社会の構築を指すのであろう。

この概念については、2005年2月、省・部級指導者を対象に開催された「和谐社会構築の能力向上に関する専門検討セミナー」において胡錦濤総書

記が初めて「経済、政治、文化、社会建設の四位一体の総合的配置」として提唱したもののされ、ここでも胡氏のイニシアチブが強調されている。なお、この考え方のベースになっているのは、2003年に胡氏が提起した「科学的発展観」の理念とされ、同年の新型肺炎（SARS）を巡る社会的混乱が提起を促す契機になったと言われる。

(2) 他のキー・ワードとしては、(イ) 和諧文化を導く原則としての「社会主義の核心的価値体系」、(ロ) 公共的な各種サービスの充実を謳う中で使われる「基本的公共サービスの均等化」、(ハ) 人民の主人公としての政治地位を保障する概念としての「民主的権利保障制度」、(ニ) 共同富裕を促進し、合理的な所得分配構造が基本的に形成された後の「家庭資産の普遍的増加」、(ホ) 社会和諧を促す前提としての「党内和諧」、(ヘ) 社会事業の遂行に不可欠な「社会工作人材の隊伍」、(ト) 党が人民を指導し、和諧社会を共に構築し、共に享受するとの意味の「共同建設」「共同享有」等があるが、さらに「決定」では随所に「公平正義」「誠実・信義」「友愛」「人と自然の和諧的共生」等の従来の党文献ではあまり見られなかった表現が多用されており、逆に愛国主義への言及が限定的であるなど、胡錦濤政権として国民に訴える独自色を打ち出そうとの意図が伺われる。

3. 今後の課題

(1) 今回の「決定」採択の背景には、これまで経済発展に目が行く余り、十分に重視されてこなかった社会システム全般の整備の遅れに対する政権としての痛切な危機感があると思われる。

特に胡錦濤政権にとって、至上命題である持続的発展と社会の安定の確保が、各種の発展の不均衡と社会矛盾の激化により、既に危ぶまれる状況にあり、今後、さらに社会に動揺が広がる場合には、経済・社会の崩壊にも繋がりがかねないとの厳しい認識があると思われる。

貿易・投資、人的交流を中心として、日中間の相互依存関係が益々緊密化する中、中国の持続的発展と社会情勢の安定如何は、我が国の経済・社会にも影響するところが極めて大きい問題であり、今後、中国が進める構造調整や制度改革などにつき、我が国の経験や知見を求める場合には、前向きに協

力を検討することが、将来にわたり両国間の協力の幅を広げる上でも有益ではないかと考える。

(2)「決定」では、「社会主義市場経済」への言及は、「我が国の社会主義市場経済体制は日増しに完備し」と述べた箇所と「社会主義市場経済の改革の方向を堅持する」とした箇所の2カ所のみであるが、他方、「公平な社会」の実現については、多くの文脈の中で繰り返し強調されており、「和諧社会」構築の主な内容の一つが社会の公平性の確保にあることは明かである。この点に関し、新華網の解説記事は、「和諧社会とは即ち、公平な社会である」と強調した上で、第15回党大会以来、党内には「(政府の介入を減らした上での経済の) 効率」と「(社会の) 公平」のどちらを優先すべきかを巡り論争があると指摘し、「公平と効率の問題に対する中央の認識は不断に深化している」と述べ、含みのある表現ながら、政権の認識が公平性の重視に傾きつつあるも、なお揺れがあることを示唆している。

海外華字紙の論調の中には、中国に顕在化するさまざまな不均衡発展や社会の矛盾は、典型的な「市場経済の失敗」と見做されるべきものであり、「和諧社会」の構築にかける今回の政策決定は、事実上、今までの「市場経済の失敗」を是正する意味合いがあるとするものがある。上述のように、従来から中国共産党内には、市場メカニズムを重視する考え方と社会の公平性や政府の役割をより重視する考え方の対立があるが、今後、「決定」で示された方針が具体化される段階において、論争がさらに激しくなることも予想され、政権が2007年3月の第10期全国人民代表大会第5回会議や下半期の第17回党大会の開催を睨み、どのように調整を図るかが注目される。

(3)上記(2)とも関連するが、「決定」では、「(和諧社会の建設にあたり) 中央の方針・政策が確実に実施されることを確保」することが要求されている。さらに今後、目指すべき政府像として「サービス(サービ)型政府」の建設を挙げており、同政府の機能では、特に社会管理と公共サービスの充実が強調されている。これらの点から、今後は全般に中央の方針・政策の徹底が図られる中で、社会システムの整備等における政府機能の強化が目指されるものと思われる。中央財政の面でも、発展の不均衡が特に顕著な農業、教育、医療衛生などの分野への重点支出が指摘されており、財政負担の増大につながる可能性がある。

(4) 今回の「決定」には、胡錦濤政権として、「和諧社会」構築との政治目標を中心に党内世論を引き締め、政権の権威を高める狙いがあると思われる。その関連で注目されるのは、腐敗の撲滅と「特殊利益集団」の扱いである。党員の腐敗の問題は、「決定」第8項末尾の「党風の廉政建設と反腐敗闘争」で比較的詳しく触れられているが、腐敗の撲滅は先般の陳良宇・前上海市党委書記の解任に見られるように、政権の権威に服従しない有力幹部を戒め、国民の支持を集める上で有効であり、第17回党大会の開催を控え、さらに積極的に腐敗事案の摘発が行われる可能性がある。

「特殊利益集団」の問題は、「決定」では「大衆の共同利益と一部のグループの特殊利益の関係」として言及されているが、6中全会開催中における胡錦濤総書記の「重要講話」でもこの問題が触れられており、さらに新華網が「特殊利益集団は社会和諧の大敵である」との異例の報道を行っている点からも、今後、政権として重大な決意を以って取り組むものと思われる。但し、今のところ解決の方向性は見えておらず、基幹産業を支える有力国有企業やいわゆる「太子党」（高級幹部子弟）などの利害が絡むだけに、その対応は容易ではないと思われ、党内に対立・波乱が拡大する可能性も排除されない。

(5) 民主化の推進について、「決定」は、「和諧社会」の構築にあたり遵守すべき原則の第一に「以人為本」（人民本位）の原則を掲げ、「公平な社会」の実現にも絡め、「人民の広範な民主的権利」を保障することの重要性を強調している。さらに「選挙の民主化、政策決定の民主化」や「人権の尊重」、「公民の知る権利、参与権、意見を述べる権利、監督権」の保障を力説している。このように「決定」は、胡錦濤総書記の提唱する「以人為本」との理念を幅広く敷衍した内容となっているが、政治体制改革については、「積極的かつ穏当に進める」と述べるに留まり、従来の慎重な姿勢を崩していない。

他方、民主政治の実現には「三化」（制度化、規範化、秩序化）が必要とも述べており、また、1999年3月の憲法改正で明記された「依法治国」（法による国家管理）の方針が繰り返し強調されていることなどから、関連制度の整備や「和諧社会」構築への取り組みなどを通じ、社会矛盾を緩和し、安定した環境を実現する中で、漸進的に着実に民主化に取り組むことを目指しているであろう。

(6) 新華網は、「政績は要るが、“政績プロジェクト”は要らない」との論

評の中で、地方幹部らが見せ掛けの「政績」(業績)を挙げるためにハコモノ作りに取り組む現象を厳しく批判している。地方間の発展競争が年々激化する中で、経済発展のスピードや外資の導入状況、各種のイベントや大型プロジェクトの誘致、都市の緑化計画等が競われ、新聞・テレビ等の媒体を使った地元の発展のイメージ作りも盛んに行われている。従来から、地方では、首長が交代するたびに開発区が増えるとも言われる。今回の「決定」は、発展至上主義からの脱皮を図り、国民生活をより重視する中でバランスの取れた発展を目指そうとするものであるが、政策の実施主体となる地方幹部らが今後、この要請にどのように応えていくかが、注目される。

(7)「決定」は、国際関係について「平和と発展の道を堅持し、良好な外部環境を造成する」とした上で、「平和・発展・協力の旗幟を高く掲げ、独立自主の平和外交政策を堅持する」、「平和共存 5 原則及びその他の公認の国際関係の準則に則り、世界各国との友好関係を発展させ、恒久平和と共同繁栄の「和諧世界」の建設を推進する」との決意を披瀝している。

「和諧世界」との概念は、故・周恩来総理が提唱した「平和共存 5 原則」とは「高度の内在的一致性」を有し、中国が建国以来、一貫して堅持する「独立自主の平和外交政策」と脈絡を同じくするとされる。胡錦濤総書記は 2005 年、ジャカルタにおけるアジア・アフリカ首脳会議で初めてこの概念に言及し、同年 7 月のモスクワ訪問の際に発出された「21 世紀の国際秩序に関する中露共同声明」や、9 月の国連創立 60 周年首脳会議に際しての「恒久平和と共同繁栄の和諧世界建設に努力しよう」との演説の中でもこの概念が触れられている。

この点について、新華網の解説記事は「和諧の理念は、既に中国の内政から国際事務処理の実践に向け延伸している」とし、「中国は建国以来、長く国際制度の外に遊離し、戦後国際秩序に対しては、革命者の役割を演じ、新たな国際秩序を建立しようと試みた」、「しかし、改革・開放後は、国際秩序に対する認識が変化し、既存秩序の批判者、立場の留保者から建設的な融入者になった」、「中国は国連改革、北朝鮮の核問題に関する 6 者会合、東アジア地域協力、上海協力機構、反テロ、拡散防止等の分野で積極的な役割を果たしており、既に世界における建設的参与者、積極的な調停者、実務的創造者となった」と述べ、中国の大国としての責任ある立場を強調している。

他方、同記事は、国際秩序が直面する主要問題として、「合理的な一面は覇権主義と強権政治からくる衝撃を受け、不合理は一面は未だ改変されていない」とし、「中国は広範な発展途上国とともに、改革を通じてさらに公正・合理的な（秩序）を目指す」とも述べており、「国家間の対話、協調、協力」を重んじる和諧的立場を取りながらも、あくまで発展途上国を代表する立場を守り、自国に有利な「公正・合理的な」外交環境作りに取り組む姿勢を打ち出している。